

山陽小野田市ホームページ広告掲載取扱基準

1 広告の内容

- (1) ホームページに掲載する広告は、広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の指定するページにリンクするバナー広告とする。
- (2) 広告の規格は、次のとおりとする。

- ア 大きさ 縦 60 ピクセル 横 160 ピクセル
- イ 形式 GIF（アニメーション可）、JPEG 又は PNG
- ウ 容量 5KB 以下

2 広告の表現

(1) 禁止する表現

次の表現を含むバナー広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、使用してはならない。

- ア 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- イ アラートマーク（「警告」「注意」など警告を発しているような誤解を与えるもの）
- ウ ラジオボタン（選択が可能なような誤解を与えるもの）
- エ テキストボックス（入力可能な領域があるような誤解を与えるもの）
- オ プルダウンメニュー（選択肢があるような誤解を与えるもの）
- カ バナーの内容とリンク先の内容に関連性がないもの
- キ その他市長が不相当と判断するもの

(2) アニメーション GIF の使用

アニメーション GIF を使用する場合は、次のことを遵守すること。

- ア 背景の変化は、なるべく緩やかにして、極端な色の変化を行わないこと。
- イ 文字が移動し、又は文字が変化する場合は、認識しやすいようにコントラスト、輝度及び速度に配慮すること。
- ウ コントラスト（明度差）の強い画面の反転表示が継続するものは使用しないこと。
- エ 広告画像の大部分の領域が切り替わるものは、切替えの間隔を 2 秒以上とすること。

(3) 市ホームページとの区別化

閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は閲覧者が広告の内容を山陽小野田市の事業であると誤解するおそれのある表現を使用してはならない。

(4) 色調及び解像度

文字色と背景色のコントラストは十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

また、文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

3 場所及び掲載数等

(1) 広告の場所は、原則として市ホームページのトップページの指定した画面位置とする。

(2) 掲載数は、最大10枠とする。

(3) 同一広告主が掲載できる広告は、1枠までとする

4 広告掲載の範囲

(1) 広告の画像及びそのリンク先のページの内容が次のいずれかに該当するものは、市ホームページに広告を掲載しない。

ア 法令に違反するもの又はその疑いがあるもの

イ 公序良俗に反するもの又はその疑いがあるもの

ウ 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの

エ 意見広告に関するもの

オ 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの

カ 人権侵害、差別若しくは名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの

キ 個人又は法人の名刺広告

ク 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの

ケ 投機心、射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの

コ 内容が虚偽に該当するもの、若しくは誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれがあるもの

サ アからコまでに掲げるもののほか、市ホームページに掲載する広告として適当でないと市長が判断するもの

(2) (1)に定めるもののほか、市税等を滞納しているものに係る広告については、市ホームページに掲載しない。

(3) 広告掲載希望者が山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であるときは、当該広告を掲載しない。

5 リンク先

リンク先は、広告掲載希望者の運営するホームページでなければならない。

6 広告の掲載順序

(1) 市のホームページという性格上公共性の高さを鑑み、広告の掲載順序は次のとおりとする。

1	国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するものに係る広告
2	私企業のうち、公共的性格を有する企業（公共交通機関、電力会社、ガス事業者、電話会社、新聞社など）で、市内に事業所等を有するものに係る広告
3	私企業及び自営業で市内に事業所等を有するものに係る広告
4	私企業及び自営業で市内に事業所等を有しないものに係る広告
5	1～4に掲げるもののほか、市長がホームページに掲載する広告として適当であると認めるもの。

(2) (1)の規定による順序が同じ広告が複数あることにより、掲載する広告を決定できないときは、抽選により決定する。

7 広告掲載期間

広告掲載期間は、各月の1日から末日までとし、更新を妨げない。

8 広告業務の取扱い

広告業務の取扱いは、市の指定する広告代理取扱事業者（以下「広告取扱業者」という。）が行うものとする。

9 掲載申込み及び掲載広告の決定

- (1) 広告掲載希望者は、広告取扱業者に申し出なければならない。
- (2) 申し出を受けた広告取扱業者は、山陽小野田市広告掲載要綱（平成18年9月15日制定）及びこの基準（以下「要綱等」という。）の規定に基づき、広告掲載の可否を決定し、適当と認める場合は、山陽小野田市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）と広告掲載希望者に関する資料等及び掲載する広告の原稿案（電子データ）を広告掲載予定月の前月15日（同日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその翌日）までに提出し、広告掲載希望者及び原稿案について、市の承認を受けなければならない。
- (3) 市は、前項の規定により提出された広告の原稿案について、要綱等の規定に基づく審査を行うものとし、広告の内容等が要綱等に違反し、又は、違反するおそれがあると認めるときは、広告取扱業者に広告の内容の修正等を求めることができる。
- (4) 広告取扱業者は、前項の規定による修正等の求めがあったときは、速やかに対応しなければならない。

10 広告掲載料の納付

広告取扱業者は、市長の指定する期日までに、広告掲載料を納入しなければならない。

11 広告等の変更

- (1) 広告掲載決定の通知を受けた広告掲載希望者（以下「広告主」という。）は、広告の内容若しくはリンク先を変更し、又はリンク先の内容を大幅に変更しようとするときは、広告取扱業者に申し出なければならない。
- (2) 申し出を受けた広告取扱業者は、変更予定日の10日前までに、市長に対し、山陽小野田市ホームページ広告掲載変更申込書（様式第2号）と広告の原稿案を提出し、市による原稿案の承認を受けなければならない。

- (3) 市長は、前項の規定により提出された広告の原稿案について、要綱等の規定に基づく審査を行うものとし、広告の内容等が要綱等に違反し、又は、違反するおそれがあると認めるときは、広告取扱業者に広告の内容の修正等を求めることができる。
- (4) 広告取扱業者は、11の規定による修正等の求めがあったときは、速やかに対応しなければならない。

1 2 広告掲載の取りやめの申出

- (1) 広告主は、広告掲載を取りやめるときは、広告取扱業者に申し出なければならない。
- (2) 申し出を受けた広告取扱業者は、山陽小野田市ホームページ広告掲載取りやめ申出書（様式第3号）を提出しなければならない。
- (3) 市長は、前項の規定による申出があった場合は、これを認め、掲載した広告を削除するものとする。

1 3 広告掲載の取消し

市長は、次に掲げる場合に該当するときには、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

- (1) 変更の申出を行わずにリンク先の大幅な変更を行ったとき。
- (2) 変更の申出又は取りやめの申出を行わずにリンク先がなくなったとき。
- (3) その他、市ホームページへの広告掲載が不適當であると判断したとき。

1 4 広告主の責務

- (1) 広告主及び広告取扱業者は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。
- (2) 広告主及び広告取扱業者は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- (3) 広告主及び広告取扱業者は、広告の掲載により第三者に損害を与えたときは、広告主及び広告取扱業者の責任及び負担において解決しなければならない。

(4) 広告主及び広告取扱業者は、山陽小野田市ホームページへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(様式第1号)

山陽小野田市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

山陽小野田市長 あて

(申込者) 住所 _____

事業所(団体)名

代表者職・氏名 ふりがな _____ 印

(代表者生年月日: 年 月 日)

(団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び

代表者の職・氏名(ふりがな)を記入してください。)

(担当者) 氏名:

電話:

F A X:

E-mail:

山陽小野田市ホームページに広告掲載を希望しますので、下記のとおり申し込みます。

申込みに当たっては、山陽小野田市ホームページ広告掲載取扱基準の内容を順守するとともに、山陽小野田市が市税等の納付状況調査を行うことについて同意します。

記

1 リンク先ホームページの内容

(1) 内容

(2) URL

2 広告の内容

(1) 掲載希望期間(掲載期間は各月の1日～末日で、希望者多数の場合はそれぞれの月において抽選となります。)

年 月 ～ 年 月

(2) 広告(バナー画像)の内容(広告の内容案を下記に記入。別紙でも可。)

(様式第2号)

山陽小野田市ホームページ広告掲載変更申込書

年 月 日

山陽小野田市長 あて

(申込者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。)

(担当者) 氏名 :

電話 :

FAX :

E-mail :

山陽小野田市ホームページ掲載した広告の内容について変更を希望しますので、下記のとおり申し込みます。

記

1 変更内容

(1) リンク先ホームページの内容

内容

URL

(2) 広告 (バナー画像) の内容 (広告の内容案を下記に記入。別紙でも可。)

(様式第 3 号)

山陽小野田市ホームページ広告掲載取りやめ申出書

年 月 日

山陽小野田市長 あて

(申込者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。)

(担当者) 氏名 :

電話 :

FAX :

E-mail :

山陽小野田市ホームページに掲載している広告の取りやめを希望しますので、下記のとおり申し出ます。

記

1 広告掲載を取りやめる日

年 月 日